

平成13年10月29日

於・三田共用会議所 講堂

# 国土審議会 第3回基本政策部会 速記録

国土交通省

	目	次	ページ
1 . 開	会	.....	1
2 . 議	事	.....	2
	( 1 ) 中間報告 ( 素案 ) について	.....	2
3 . 閉	会	.....	4 0

## 1 . 開 会

守内国土計画局総務課長 それでは、ただいまから国土審議会第3回基本政策部会を開催させていただきます。

私、国土計画局総務課長の守内でございます。

本日はお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

会議の冒頭につき、本日の会議の公開につきまして申し述べさせていただきます。

第1回の部会におきまして、当部会の議事は原則として公開とすると決定されましたので、前回と同様、本日の会議は一般の方々にも傍聴いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては中村部会長にお願いしたいと存じます。

中村（英）部会長 それでは、始めさせていただきます。

本日の議事に入ります前に、大変お忙しい中、木村国土交通大臣政務官に御臨席を賜っておりますので、政務官より御挨拶を頂戴したいと思います。

よろしくをお願いします。

木村国土交通大臣政務官 御紹介いただきました国土交通大臣政務官の木村仁でございます。

国土審議会第3回基本政策部会の開催に当たりまして、大変僭越でございますが、一言御挨拶を申し上げます。

本日は委員の先生方には大変御多忙の中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより国土交通行政の推進につきましては多大の御指導、御尽力を賜っておりまして、ここに改めて心より御礼を申し上げます。

21世紀を迎えまして、現在の私どもの社会は政治、経済を始めとしたあらゆる分野におきまして激しい変化の波にさらされております。このような経済社会情勢の中で今後の国土政策を効果的に展開していくためにはこれまでの制度を抜本的に見直し、新しい時代にふさわしい国土計画体系を確立していく必要があると存じております。

本日は21世紀の要請にこたえ得る新たな国土計画制度の確立に向けて、これまで

委員の皆様から御頂戴いたしました御意見を取りまとめ、基本政策部会中間報告素案として「国土の将来展望と新たな国土計画制度のあり方」を準備させていただきました。この文章を踏まえ、委員の皆様方におかれましては新しい時代の国土計画体系づくりに向けて活発な御審議を賜りますよう心よりお願いをいたしまして、私の御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

中村（英）部会長 木村政務官、まことにありがとうございました。

## ２．議 事

### （１）中間報告（素案）について

中村（英）部会長 それでは、本日の議事に入ります。

本日は、本基本政策部会の調査審議事項であります国土計画の新たな課題と、新たな国土計画制度に関して、これまでの検討結果を取りまとめた中間報告の素案について御議論をいただきたいと思います。

本日の皆様の御意見を踏まえまして、次回、中間報告の取りまとめを行う予定となっておりますので、ぜひとも活発な御意見をいただければ幸いです。

それでは、初めに事務局から一括して資料の説明をお願いいたしたいと思います。

初めに、国土計画局の総合計画課長をお願いいたします。

どうぞ。

田中国土計画局総合計画課長 国土計画局総合計画課長の田中でございます。私と土地利用調整課長の山根と２人で説明させていただきます。

まずお手元の配付資料の御確認でございますが、議事次第の下にございます配付資料の資料１～６までがございまして、そのほかに番外といたしまして、後ほど山根の方がパワーポイントをもって説明するもののハンドアウトがカラー版でお届けしてあると思います。もし御不足等があるようでしたら、係の者にお申し出いただければと思います。

それでは、資料の中の資料５の中間報告の素案をもって御説明をさせていただきたいと思いますが、すでに先生方にはお忙しい中、御時間をいただきましてほとんどの先生方に事前に私どもの係の者が御説明に上がっておりますので、多く時間を

取ることなく、簡潔に説明させていただきたいと思います。

資料5と、その前に資料3の「中間報告の位置付け」という2枚紙がございます。その2枚紙の調査審議事項1、2と書きましたように、もともと本基本政策部会は国土審議会から2つの課題についての審議を付託されております。1つが「国土計画の新たな課題」ということで、今後の国土計画制度を検討するに当たって考慮すべき課題の検討でございます。もう一つは調査審議事項2といたしまして、「新たな国土計画制度」、そうした課題を踏まえまして今後の国土計画制度のあり方というものについての考え方を取りまとめるということでございます。これらを左のところに書きましたように、来年、14年秋ごろを目途に取りまとめるということですが、次のページにスケジュールでございますが、今回、10月29日に素案の御検討をいただいた後、ちょうど1ヶ月後、11月29日に中間報告を取りまとめ、年末を目途に国土審議会、本審議会に部会の検討状況を御報告させていただきます。

以降、後ほど御説明いたしますように地方公共団体等との意見交換の必要等もございますので、そうしたものを踏まえ、来年度さらに審議をお重ねいただいて、来年の秋ぐらいに部会報告として取りまとめたいというふうに考えてございます。

それでは、資料5のまず1ページをめくっていただきまして目次のところを見ていただきますと、先ほどの2つの審議事項に対応いたしまして、第 部、 部という2部構成になってございます。第 部の方が国土計画の新たな課題というものを検討するに当たっての国土の将来展望を行ったものでございます。第 部、下半分のところが「国土計画体系の改革」ということで、新たな計画制度の改革の方向というのを記述した部分でございます。

それでは、第 部でございますが、さらに1と2に分かれてございます。まず第部の1.でございますが、これは将来展望を行ったところでございまして、そのうちの(1)から(3)までは前回、9月の第2回基本政策部会において資料をもって御説明したところを取りまとめたものでありまして、人口減少の問題、そこにおける地域社会のあり方の問題、それから投資制約の問題、あるいはIT化やグローバル化、さまざまな経済社会、諸制度の変化に対応した地域発展の展望等を述べた部分でございますが、時間の関係で、前回同様でございますので、省略させていただきます。

(4)と(5)の部分につきましては、前回は御報告をいたさなかった部分でござ

ざいます。具体的には9ページのところから循環型・環境共生型の国土形成として、環境問題に関する現状認識を書いてございます。我が国の環境の状況については9ページのところのア．に示しましたように、高度経済成長に伴う産業公害の克服には成果を上げてきたが、依然として生活環境等々、良好な状態とは言い難い。大気汚染の問題、次のページへ行って水質の問題等、あるいは自然環境の問題等についての現状を簡単に示してございます。また、同様にイ．のところで地球環境全体の問題も我が国に影響を与え、それに対する対応を心がけていかなければいけないということで、11ページですが、ウ．として循環型・環境共生型国土づくりへの取組ということで、資源やエネルギー利用面での効率化等が進められる環境負荷を少なくする循環型国土づくり、例えばとして幾つか政策の方向を例示してございます。また、下から4行目のところで健全な生態系が維持、回復され、自然と人間が共生する国土づくりということで、例えばとして、生物多様性の保全に配慮した地域の提示による土地利用の誘導など、向かうべき政策の方向を簡単に例示いたしました。

もう一つ、12ページの安全な国土の形成でございまして、これは自然災害への対応といたしまして、今後、高齢化に伴って高齢者を中心としたいいわゆる災害弱者というのが急速に増加するので、これらへの対応が必要であること。また、首都圏への人口や諸機能の集積や、交通のボトルネックの存在等の問題を指摘してございます。そしてウ．のところで今後の安全な国土づくりへの取組みといたしまして、基本的な考え方として「自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本」という、これは防災基本計画の考え方でもございますが、そうした自主防災と連携した安全な地域づくりというものを行っていく必要があるということ、そのためのハザードマップの提供等、各種情報提供が必要である旨、それから13ページの真ん中の辺の「過去の自然災害に関する知見によれば」で始まる文章で示しておりますように、災害の問題は広域的な対応というものをしていく必要がある旨を示してございます。

以上、将来展望作業、あるいは現状の評価の作業に基づきまして、国土計画の新たな課題といたしまして、2．以降に(1)～(4)まで、「モビリティの向上と広域的な対応」、「社会資本整備・管理におけるハード施策・ソフト施策の適切な組合せ」、(3)として「地域が主体となった地域資源の有効活用と個性ある地域づくり」、(4)として「積極的な情報公開に基づく合意形成と多様な主体の参加」というふうに取りまとめてございます。

14 ページのところの上にありますように、これは前回もお示ししましたが、とりわけ広域的な対応に関しましては人口規模で 30 万～ 50 万人程度以上、時間距離で 1 時間から 1.5 時間程度のまとまりというものを 1 つの「生活圏」と考える。さらに、これを越えて 600 万から 1,000 万人程度の地域ブロックというもの、これはグローバル化への対応や、いわゆる経済圏域として整備していくといった二層の「広域圏」というものを念頭に置いて対応していくという考え方を打ち出させていただきます。そしてこれらはその新しいパラグラフにありますように、現在、進められている市町村合併でありますとか、今後検討されるであろう都道府県合併、道州制といったものの先駆けとしてそうした意識を持つ必要があるのではないかというふうに述べてございます。

以上、簡単でございますが、これが 部の内容でございます。

部に参りまして 17 ページ以降でございますが、17 ページ以降の第 1、「国土計画の改革のねらい」というところは、第 5 次の全国総合開発計画、いわゆる「21 世紀の国土のグランドデザイン」の中で、今回の改革の国土計画体系の改革についての検討の視点として掲げられました新しい理念、地方分権等の制度改革への対応、あるいは指針性の充実ということに対する考え方を取りまとめてございます。

( 1 ) の国土計画の新たな役割に関しましては、これまでの経済発展や地域間格差是正のための開発に重点を置いた計画から、利用、開発、保全による国土管理の指針という性格に転換するという旨を述べ、基本目標について 4 つほど丸をつけて整理しましたものは、昨年末に国土審議会及び土地政策審議会の方で取りまとめました審議総括報告の考え方を整理したものでございます。

地方分権につきましては、地方分権の必要性を述べ、18 ページの上のところ、2 行目ですけれども、国土計画制度の地域づくりにおける地方公共団体の自主・自立を促進するものとなるよう改革の方向を打ち出しておりますが、同時に、国土づくり、地域づくりが国と地方の協力によって実現すべきものということで、地方分権の本旨を踏まえ、国と地方の役割分担をできる限り明確にしつつ、広域ブロック計画の策定への地元関係者の参加を進める等、国土計画における国と地方の協力を強化するという考え方を打ち出しております。

( 3 ) の指針性の充実につきましては、恐縮ですが、19 ページへ飛んでいただきまして、2 番目のパラグラフにありますように、これまでの開発のための構想や

施設整備計画というアウトプット提案型の計画から、今後はその目標を提示して、その達成状況をフォローしていくような、冒頭に国土計画を目標管理型の制度としていく、そのために国土計画のマネジメントサイクルを確立していくという考え方を打ち出していきます。

以下、2.として「国土計画のマネジメントサイクル」、3.として「広域計画のあり方」、最後に4.として「土地利用に関する計画制度」として改革の方向について1つ1つ述べていきます。

国土計画のマネジメントサイクルにつきましては、つくりっぱなしではなくて、それを実行評価という一体として成果を上げていく。とりわけ、その際に計画の内容、計画策定手続、計画評価に関する改善をするということで、計画内容については計画内容の重点化、絞り込み、それから少し飛びまして21ページ、計画策定手続につきましては、これまでも行われていた意見聴取等を制度として確立すること、それからパブリック・インボルブメントを導入することを述べております。重要なのは3番目で、計画評価ということで、つくりっぱなしではなくて、どこまで達成しているのかということを確認していく。そして22ページにございますが、これまで国土計画は国土計画のリボルビングというところで述べておりますが、一度定めた計画について、大体において次期計画改定まで大きな見直しが行われないという状況でございましたが、今後は定期的に見直し、必要であれば計画内容の変更をするというリボルビングという制度にしていくという方向を打ち出していきます。

23ページに参りまして、こうした国土計画が他のさまざまな長期計画等にどのように反映していくかということでございますが、国土計画は具体的には各種施策を実施する主体への「指針」となるということで、先に述べましたような諸改革によって指針性を明確化し、その指針性を向上することによって反映を図るということでございます。

一番最後のパラグラフに書いてございますが、国土計画は関係各分野の諸施策遂行が縦割り行政の弊に陥ることなく、望ましい国土実現の観点から総合的な効果を発揮するよう、そのビジョン実現の観点からの総合的で分野横断的な指針を示し、関係各分野への反映を図っていくべきものと考えられる。現在進められている分野別長期計画の見直しとあわせて、国土計画とこれらとの関係について引き続き検討

を行うとしてございます。現在、国土交通省の所管のさまざまな長期計画についてもそのあり方についての抜本的な見直しが進められているところであり、これらとあわせてそのあり方についてはさらに引き続き検討をしてみたいと述べているところでございます。

3の広域計画でございます。これは前回、この本部会の議論でもさまざまに御意見をいただいたところでございますが、事務局としては次のように取りまとめさせていただきます。

まず第1に広域ブロック計画の課題が多いという点については前回でもさまざまな委員から御指摘のあったところでございます。問題は、そうした中において都道府県を越える広域計画が地方分権との関係でどのような主体によってどのように策定されるべきかという点の整理であろうかと思えます。

24 ページの下のところに1つの考え方を示しました。地域のあり方は当該地域の主権者が自らの選択と責任で決定することが望ましい。現在の都府県域を越える広域圏についても当該圏域の主権者が直接、あるいは代表者を通じて受益と負担に関する判断を自らの権限と責任で行い、地域整備のあり方を決定することが望まれ、権限、財源等の再配分も含め、そうした制度的枠組みの確立に向けた検討を進めることが必要である。しかし、現在の地方行財政制度の下においても、可能な限り当該地域が自主性を発揮しつつ、広域圏の一体的、効率的整備が実現し得るよう、上記諸問題の解決をも含め、三大都市圏計画及び地方開発促進計画に関して、以下のような改革を行うということで、改革の方向を述べております。

25 ページはマネジメントサイクルの導入ということで、これは先ほど言いました全国計画と同様の考え方ですので、省略いたします。

(3)のところで策定主体であります。関係地方公共団体を中心とした地元地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が計画決定する仕組みを検討するというふうに検討の方向が出ております。これは次のパラグラフにありますように、都府県域を越える広域圏を単位とする政府が存在せず、広域圏全体の地域整備に関する権限・財源、事業実施等において国の役割が大きい現在の制度のもとでは、最終的な計画決定に国が責任を負うのであれば、計画の実現性への信認が得られず、計画の指針性も発揮できないとまとめたところでございます。しかしながら、一方で地方分権推進計画で言われたように、地域の自主性というものをでき

る限り尊重していくという考え方から、26 ページのところ、「こうした趣旨を踏まえ」以下のパラグラフでございますが、「個性ある地域の形成」を実現するためにも、原案は地域の実情を把握する地元関係者を中心に作成することとするが、権限、財源等を踏まえたより実効性のある原案を作成するためには、関係地方公共団体等が直轄事業等を実施する国の各地方支分部局の参加を得ていくことが適当であるということ、その原案の策定を地元関係者を中心に行うということ、さらにその実効性を担保する観点から国の地方支分部局の参加を求めるという考え方を打ち出してございます。

なお、(4)のところでは計画圏域につきましてはさまざまな御批判のあったところで、現在、まだ具体的な提案を御提示することができないのはまことに遺憾ではございますが、計画圏域の妥当性を検証して、関係都府県の意見を踏まえて最終報告に向けて必要に応じた計画圏域の見直しを行うというふうにいたしました。

前回、広域計画のあり方についてはさまざまな課題に応じてすでに地方公共団体が自主的な策定を行っているところであり、こうしたことを中心とした広域計画のあり方というものを検討すべきであるという御意見もございましたが、それについては(5)のところでもまとめてございます。ただ、その制度的枠組みについて一定の枠組みというものを国が提供するかどうかということについては地域の自主性を尊重するという御意見もあったところであり、今後さらに検討すべき事項とさせていただきます。

では、土地利用計画については説明者を交代いたします。

山根土地・水資源局土地利用調整課長 土地利用調整課長の山根です。パワーポイントを使って説明させていただきます。

{ power point }

これは前回説明しましたように、土地利用をめぐる諸課題と対応ということで、都市地域、農業地域、森林地域等々においてそれぞれの重なりぐあいと、中心市街地の活性化の問題等、それぞれ起きているということの図であります。そして、それぞれの地域につきまして都市計画法等の計画立法があります。また、個別の課題に対してこのような形で中心市街地活性化法等個別の法令がそれぞれ基本として制定されてきました。

{ power point }

この部会でも御議論になりました特に規制の緩い白地地域についての関係であります。左側が農業振興地域で、全体のエリアについては都道府県が指定します。その中で特に農用地区域、農地転用等が厳しく制限される場所は市町村が指定する。また、都市計画地域全体は都道府県が指定をし、調整区域、市街化区域との線引きも都道府県が指定します。しかしながら、市町村もそれぞれ用途地域を指定したり、あるいは準都市計画区域を指定したりする権限が与えられております。

〔power point〕

このような中で、それぞれ厳しく開発許可を引いているところ、あるいは農地の転用許可を引いているところ、また誘導的に用途地域を定めているようなところ、それから特定用途制限区域として定められているようなところ、また農振と都計との重複するエリアにつきましては集落地区計画等々の諸制度が設けられております。

〔power point〕

このように、制度的にはいろいろ対応してきているわけですがけれども、これはインターチェンジ周辺の乱開発の状況であります。土地利用の混在等が見られます。

〔power point〕

また、これは宅地と農地の混在の状況であります。このようなことでいろいろ国土計画、あるいは土地利用計画制度で対応してきておりますが……。

〔power point〕

たとえば言いますと、建築地区と農業用地の明確な区分がなされているドイツ等と比べて、結果として美しくないのではないかという指摘がございます。

〔power point〕

そういう点で、現在、土地利用に関する計画の検討の方向としてはいろいろ制度はあるものの、その制度の問題なのか運用の問題なのか、あるいは制度がある場合にはそれを十分に活用すべきではないか。また制度が活用しにくい点については所要の改善を図るべきであるということで、1つは地域の課題に対応した土地利用調整が的確、かつ円滑に行われ、個性ある地域づくりがさらに推進されるよう使いやすい枠組みを提供していく必要がある。

またもう一つは、国民の意識という点で、土地の所有から利用への理念の共有と公共の福祉を優先する公共の精神を醸成していく必要があるのではないかとということで、右側にありますように即地性の高い「土地利用のあるべき姿」をできるだけ

提示ができるような、そういう計画制度、あるいは実効性を担保するために住民参加なりをちゃんと仕組みとして設けていく必要があるのではないかとということであり  
ます。

〔 power point 〕

これは現行の国土計画体系であります。全総法と国土利用計画、全国計画ということで、ここのポイントとしましては、全国レベルの国土利用のあり方につきまして、地目ごとの考え方を整理し、地目ごとの目標設定をしております。現行、平成4年を基準として平成17年までに、例えば農地面積は525万haが499万haになるとか、道路と宅地の面積が20万haずつふえるといったような事柄を全国計画で決めております。それを基本とした形で県と市町村でブレイクダウンしたものが決められております。10年に1度ということですので、かなり漠としたもの、あるいは抽象的なものとならざるを得ないものであります。ですから、今回の体系の見直しにおいて全国計画というところでは、できるだけ地域における土地利用調整に資するような形で指標が検討できないかということと、国民全体にわかりやすく図面等による表示ができる部分があるのではないかとといったような形での検討を進めて  
おります。

〔 power point 〕

次に都道府県と市町村段階ですが、ここで赤で示しているところは都道府県の法律に基づく諸計画制度であります。真ん中の都道府県国土利用計画と土地利用基本計画がへそということであり  
ます。また、緑色のものは市町村段階での法律に基づく諸計画であります。市町村国土利用計画は自治法に基づく市町村基本構想と並んで市町村の建設に関する基本構想として各都市計画マスタープラン、農振の計画等がそれに即さなければならないという形での上位性になっております。しかしながら、県段階について見ますと土地利用基本計画では都道府県レベルの土地利用調整の大枠の方向づけということで5地域についての線引きの変更について、あるいは土地利用の調整等に関する  
ことで、個別に毎年800件程度の変更を行っております。それに対して先ほどの全国計画からの流れで都道府県国土利用計画というものが土地利用のあり方を定めておりますが、地目ごとの面積の積み上げということになって  
おりますので、このエリアについて我が県をこういうふう  
に持って行くのだという土地利用の点では若干不十分であるという点で、ここの点の構想を充実・強化し

たいというのが1つあります。

それとここに線引き1/5万というふうには書いてあるのですが、1/5万の地図というのは従来技術的に紙情報としてそれを整理しておりました。100 m単位のものは図面に表示されません。

〔power point〕

そういうことで、それ以下のものについての情報が余りなかったということですが、最近ではIT革命で次にありますように土地利用基本計画の1/5万、あるいは都市計画の1/2万5,000以上という地図を両方合わせて1/2,500というような形で活用できるようになってきており、また各種データも個別規制法に基づき許可件数とか許可箇所、あるいは整備状況、地価情報等々いろいろなものが入りますので、こういう点で図面の電子化による即地性が充実され、実質的な土地利用調整の実施がなされていくことが期待されております。

〔power point〕

そこで先ほどの図でもありましたけれども、都道府県段階では現行の国土利用計画と土地利用基本計画の連携を強化して、欠けている土地利用についての構想を充実していきたい。また土地利用基本計画については電子化等の技術革新を使って、さらに質の高い土地利用調整を図っていきたいということでもあります。

市町村段階につきましては、前回も御説明しましたが、どうも市町村国土利用計画という地目別のものしかなくて、基本的な計画というものが国土利用計画法上ありません。県段階の土地利用基本計画のようなものが制度としてありませんので、予算措置としてやっているもの、あるいは条例等でやっているものをいろいろ参考にしまして今後は土地利用についての構想を充実させていきたい。また図面化、地区ごとの土地利用の方向の明示等もしっかり住民参加のもとにつくっていただきたいということでもあります。

そして最後にありますが、個性ある地域づくりを目指した地方自治法及び個別規制法に基づく条例の活用ということで統合化、総合化された中での美しい地域づくりに向けて邁進していただきたいと思います、これが大体の方向であります。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

初めにお話をしましたように、きょうの報告は中間報告の素案でございます。ほ

ば1ヶ月後にこの中間報告の取りまとめを行っていただきます。さらに、その1ヶ月後ぐらいには国土審議会が開かれるというふうな予定になっております。

きょうはその素案をなるべく具体的にわかりやすく説明していただいたわけですが、ただ時間を短くしていただいた関係上、あるいはおわかりにくかったところもあるかと思いますが、そういったところはぜひ御質問いただければと思います。

次回、きょうの議論を踏まえて次回の中間報告をまとめたいと思いますので、きょうはなるべく全員の方々、まあ全員ではなくてもいいのですが、多くの方々から御意見をいただきたい。評価できるところは評価できる、問題のあるところは御指摘いただくというふうにしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、自由に御質問、御意見等をお願いいたします。

どうぞ、奥野委員。

奥野委員 奥野でございます。

この中間報告案で基盤整備の整備主体として地方公共団体の主体性、それから広域圏での意思決定、国の戦略、この3つがセットにまとめられておるというところ、これは私は大變的確な取りまとめの方向であろうというふうに思っております。地方公共団体の主体性をどういうふうに確保していくか、あるいは広域圏の意思決定をどういうふうにしていくか、これはまたこれからの課題だという認識だというふうに思いますので、これはまたこれから我々が詰めなければいけないところだと思っておりますが、1つ気になりますのは、国の戦略性というのは私は非常に大切だと思っておりますけれども、ここの部分で幾分抽象的に過ぎるところと、幾分具体的に過ぎるところが少し混在していないかという印象を持ちます。

例えば、19ページの下の方に3つほど書いてございますが、下から5行目のあたりから書いてございますけれども、ここはかなり抽象的なのですね。それから、26ページの一番上の段になりますと、上から3行目でありまして、「関係地方公共団体等が直轄事業等を実施する国の各地方支分部局の参加を得ていくことが適当である。」こうなりますと、国の関与というのが非常に具体的に書いてあるわけでありましてけれども、その国の戦略性のところの抽象性と具体性、そのところはもう少し整理してもいいのではないかなというふうに思っております。

もう少し私の考え方を述べさせていただきますと、1つは国の戦略性といたしま

しては、大規模空港とか港湾であるとか、あるいは高速交通ネットワークの整備等々あるわけでありませぬけれども、これはむしろ地域ブロックでのフルセットという言葉がどこかに出ていたと思ひますが、都道府県単位のフルセットに変わって地域ブロックでのフルセットという言葉が出たと思ひるのでありませぬけれども、本当に大規模な空港とか港湾になってきますと、むしろ幾つかの地域ブロックにまたがってやるようなことも考へておかなければいけないのではないかとこのうに1つ思ひわけでございます。

それから指針性の明示につきましてはそのとおりだと思ひますが、広域圏の意思決定、あるいは地域の主体性等々を育てるような方向でお考へいただければと思ひます。

以上でございますが、国の戦略性のところが幾分抽象的過ぎる部分と具体的過ぎる部分が混在しておらないかというのが私の感想でございます。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

今の段階で、この段階では私はなるべく具体的に書いておいてもらった方がいいだろうと思ひているのですが、やっていくうちにどんどん抽象的になっていくわけで、最初から余り抽象的ではない方がいいのではないかとこのうにお願いしておりましたが、いろいろ御意見があろうかと思ひます。

御意見は特に何ページ目ぐらいというお話をさせていただけるとありがたいですが、須田委員、お願いします。

須田委員 一般的なことを申し上げますので若干ピントが外れているかも知れませぬけれども、前にもちょっと申し上げたかも知れませぬが、今度の資料を見ましてもちょっと気になるところが幾つかあります。ただ、全体的にはよくおまとめになっておられますし、どこの文章をどう変えるということをここで言うつもりはありませんので、今から申し上げることを今後の計画案の作成の御参考にしていただければ結構だという意味で申し上げます。

1つは私どもが今、金科玉条にしているのは今の五全総「21世紀の国土のグランドデザイン」です。それを見ると、平成7年の12月に国土審議会の計画部会というところからやはり今日のこういう素案のようなまとまったものが出てありますが、そこに書いてある課題と今度の新たな課題というのはほとんど同じことが書いてあ

るのですね。これは新たな課題ではないという感じがしないでもない。例えば人口減少問題が書いてあります。それから地球問題も書いてありますし、高度情報化の問題も書いてあります。ほとんど同じような表現だと思います。そして人口が減るから連携を大事にしてやらなければいけない。そこで当時は国土軸というものが出てまいりまして、国土軸というものを念頭に置きながら地域連携が非常に大事だという、その問題提起も、国土軸という言葉が今度はないけれども、同じです。それから、投資余力がないということも全く同じことが書いてありまして、投資余力の減少が予想される中での社会資本整備のあり方というのがちゃんと書いてあります。耐用年数の延伸ということがないだけで、他は大体同じことが書いてある。それから、特に安全な国土というのは、平成7年というのは震災の年ですから、これは大変強調して書いてありました。

そうなりますと、今度のこれを拝見しておりますと、新たな課題というのは新たな課題ではなくて、長い課題なのです。それはそれでいいと思います。今でもそれは課題であることは事実でありますから。しかし何かそれ以外に付加して、何か新しいものがそこに1つ2つ欲しい、そういうことを私は申し上げたいのです。

私の私案を申し上げるならば、例えばネットワークと言いますか、今、インフラが相当整備されてまいりまして、鉄道も道路も空港も相当できてきた。しかしそのそれぞれの整備にやや整合性がないためにせっかくの施設が活かされていないという面があるわけですね。鉄道と空港、それから空港と道路、いろいろあると思うのですが、そういった2つなり3つなりの交通手段の間の総合連携性と言いますか、こういうものを少しインフラを直すことによって随分効用が高められると思うのです。

そういうものところでいう連携というものが一緒になれば、1つの新しい国土のネットワークができると思うのです。安全にしても環境にしても、これは1つ自然のネットワークというものがそこにあるわけですね。そのネットワークというものを中心に置きながら21世紀の国の骨格をつくるのだ、緑とゆとりのある新しい国土の骨格をつくるのだと、何かそんなような少し前向きの発想が少し欲しいということをお私に一言申し上げておきたい。

あともう一言申し上げますと、後の計画制度の改革の方は割合新しいことを書いておられますし、目標管理とか、それからブロックを使うとおっしゃっておられま

すが、これは非常に結構でございますけれども、後で時間があつたらまた申し上げますが、ブロックの意見をどういふふうにするかというのはこれは非常に難しい問題だと思います。

以上、これは新しい提案ですので、私どもも積極的に前向きに受け止めたいのですが、新たな課題が少ないということがどうも寂しい。そしてもう一步改革に踏み込んでいるところがないような気がいたしますので、その辺が今後さらに皆さんの方の勉強の中から、私どものまたいろいろな勉強の中から深度化していただければもっといいのではないかと思います。

後でまた時間があれば申し上げますが、とりあえず以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

中井委員 東工大の中井でございます。2点とりあえず申し上げます。

1点目は広域ブロックの計画のところですので、23 ページ以降のお話になるのですが、それも含めてと言いますか、その前に 部の方で国土の課題、国土計画の新たな 新たなかどうかは別として、課題の中で例えば 14 ページの上の方に生活圏域とか、あるいは地域ブロックといった二層の広域圏というようなキーワードが出てきているのですけれども、これが後ろの広域ブロック計画のところでは現状の首都圏整備計画とかの流れの方からだけの記述になっていて、新しい課題にうまく対応して広域ブロック計画を考えていくという考え方がどうも余り見られないような気がしました。つまり、 部の方の課題のところはどう 部で対応していくのかという対応関係が、特に広域ブロックのところはかなりの改革だと思いますので、それでこういった生活圏域だとか、広域圏の再編みたいなのが大きな課題としてあるのではないかというふうに思います。その観点でもう少し細かく言いますと、例えば地域ブロック広域圏というふうに 14 ページに書いてあるものは、26 ページでいろいろ検討しながらブロックを考えるのだと言っているのとどういふふうに、同じものだと理解していいのかどうかとか、その辺はちょっと気になるところがございました。

それから第2点ですけれども、これは土地利用計画の方でございまして、即地性の高い土地利用のあるべき姿を都道府県、市町村の方で充実させていくという提案は私は大変結構だと思いますけれども、土地利用上の大きな課題の1つは、実は多

くのところで、とりわけ大都市と農地との中間的な部分のところで、大きな課題はこの土地利用のあるべき姿そのものがよくわからなくて書けないということにあって、その書けないところに無理やりあるべき姿を書こうとするとどうしても抽象的なものになって現実的な規制体系が追いついていかないといったようなところが多分現状の問題になっているのだらうと思います。そういう意味ではこの土地利用のあるべき姿を書くということ自体は大変いいことだと思うのですけれども、もう少しあるべき姿を書くためのいろいろなプロセスとか、あるいは当面は書けないのだけれども、実は将来にわたってそれを書いていくためのある種の計画をつくっていくダイナミックな側面に少し触れられた方がいいのではないかと。つまり、非常に短時間の間に土地利用のあるべき姿というのはなかなか書けない。むしろそれ自体が大きな土地利用の課題であって、そこをどう対応していくかということを含めた土地利用計画体系ではないと、やはり今までのような計画はつくるけれどもという形になるのではないかと、そういう懸念を持ちました。

以上、2点申し上げました。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

鎮西委員 27 ページから 28 ページまでの土地利用に関する計画制度について2点ほど御意見というか、要望を申し上げたいのですが、基本認識の のところの一番最後のフレーズなのですけれども、「土地利用については、私有制に基づき土地所有者の財産権が保障され、自由な経済活動が行われている市場経済の枠組みの下で」と書いてあるのですが、どうも文脈的には「質的にも量的にも多様な形で各種課題が生ずるものと見込まれ、不断の対応が必要である。」ということを書きたいから、何か頭がないと文章の体をなさないという感じなのかもしれませんが、御承知のとおり、平成元年の暮れに土地基本法ができて、土地についての公共の福祉優先だとか、適正な計画、あるいは計画に従った利用という大きな基本理念というのが法律でも明記されたわけございまして、これをそのまま読みますと土地基本法制定以前の姿、あるいはあえて今の時点で土地利用についても私有制に基づき、土地所有者の財産権が保障されて、自由な経済活動が行われているのだという認識をお持ちなのかというように少し誤解されがちでございますので、そのあたりは少し工夫していただいた方がいいのではないかと。

それから、若干私などが見ますと、土地利用に関する計画制度のところ「土地基本法」という言葉が1つも出てこない。これは平成元年につくられてもう10年以上たつのでございますが、28ページののところの最後に「同時に」ということで若干それらしきものが少し書いてあるのでございますが、そういう位置付けではなくて、やはりこれからの土地利用に関する計画制度の一番の基本認識、基本理念、立脚点というのは土地基本法の考え方を立脚点にして進めていくということであるのだろうし、国土交通省当局もそういう御認識だし、当審議会ももちろんそういうことだろうと思いますが、そこがほとんど明確になっていないということで、そのあたりについては少しきちっと書かれた方がいいのではないかとというのが1点でございます。

それから、同じ27ページののところなのですけども、今後とも土地利用をめぐる課題の発生が見込まれる中で、的確に対応していくためには、その発生の制度に問題があるのか、あるいは制度は存在するものの、運用に問題があるのか見極める必要がある。後者の場合はこうだ、前者の場合はこうだと、ある意味ではまことに当たり前のことを中立に書いているのですが、悪く言うと評論家的な書き方になっておるのですが、国土審議会としての現状の認識、少なくともまず書く、書かないかは別にして、どういう認識をお持ちなのか。

例えば、ちょっと私から問題を提示いたしますと、前回の土地バブルのときに非常に問題になった象徴的な事例というのは、例えば越後湯沢に予期しないリゾートマンションが乱立したというような問題とか、あるいは産廃施設が無秩序に県境なり市町村境、特に山寄りのところに設置、配置されまして、自治体の行政として大変問題を生じたというようなこととか、あるいは都心部で言いますと、東上野だとか新宿の富久町などの例で見られるように、住居地域に商業施設が非常に無秩序に進入したというような問題。最近は逆に地価の状況が様変わりしてきていますので、商業地域に都心型の高層マンションがかなり建っているというような現象がよくあるようでございますが、少なくともそういうようなことが、これは経済的、金融的背景というものがなければなかなか起こらないと思いますけれども、今度起こったときは法律制度なり条例ということで制度的にはきちっと手当てができたという認識なのか、あるいは幾つかのものについてはまだ不十分だという御認識なのか、そのあたりについてどういう御認識をお持ちなのかということが少なくとも審議会

として書かれる以上はやはり必要なのではないかな。もっともなことを中立的に書いているというだけではやや問題だなという感じがいたしますので、そのあたり、工夫していただければ幸いですけれども。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

では、生源寺委員。

生源寺委員 私もこの土地利用に関する計画制度のところで引き続きで恐縮でございますけれども、2点ほど意見を申し上げたいと思います。

きょうもスライドで日本と西ドイツですか、その土地利用の状況が示されたわけでございます。私などの感想では、日本のどの地域か知りませんが、状況はまだいい方で、宅地が比較的ブロックになっているなという印象を持ったほどでありまして、もっと混在の度合いのひどいところがあるということでもあります。これは白地の問題でもございますけれども、むしろ白地ではないところでもいろいろなことが起こっているわけでありまして、その点につきましてかなりいろいろな深刻な反省が要るのだろうと、こう思うわけでもあります。きょうも公共の福祉を優先する視点ですとかそういったことが書かれているわけでもありますけれども、実際にはいわば既成事実をつくってしまった者が勝ちであって、地域の迷惑を被る心ある人たちはある意味では泣き寝入りというような状況がずっと続いているわけでありませぬ。

きょうお示しいただいた計画制度の充実、これは私は特に異論があるわけではございませんけれども、こういう状況を断ち切るとすれば、少し考えていいかなと思いますのは定期的に点検、評価をすることだろうと思います。これは国、あるいは都道府県、あるいは市町村レベルで、国あるいは都道府県であれば面積の量的な目標の達成度ということになるのかもしれませんが、あるいは目標への近接度ということになるのかもしれませんが、市町村のレベルであればきょうもお示しのように地図情報なり、かなり充実してきておりますので、これは即地性のある計画の達成度と言いますか、あるいはそこからの乖離度と言いますか、それを点検評価するようなことを制度的につくり上げてはどうか。しかも、これをできれば公開の場で行うことによって地域の住民の関心を改めて喚起するようなことがあっていいのではないか。これが第1点でございます。

それから、これも今の27ページあたりのところで、今、何人かの委員のおっしゃ

ったことと重なるわけでございますけれども、確かに制度の問題か運用の問題か、こういう整理、これは大変に結構なことかと思えます。ただ、もう一つ土地利用の地図情報化なり、合理的な土地利用を実現する、あるいは土地利用の最適化と言った場合には計画制度だけではいかんともしがたい面があることも間違いないだろうと思うのです。少なくとも税制についての問題意識について、多少なりとも触れておくことが必要ではないか。これは当審議会なり部会の守備範囲との関係でなかなか微妙かもしれませんが、非常に無秩序な土地利用なり乱開発があるわけですが、これはそれらの誘引が働いているわけでありまして、その開発利益、自分自身の貢献のほとんどないような開発の利益が相当程度いわば地主のポケットに入ってくるという、こういう状況のもとでは、相当程度計画に依拠しない形の開発についての誘引が働いているということはあるわけでございます。こういう非常に厳しい中での計画制度でありますので、なおさら計画制度だけではいかんともしがたい面もあるということも率直にやはり問題として提示していく必要があるかと思えます。

以上、2点でございます。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ、井上委員。

井上委員 地域の個性とかアウトカムの物的な物の考え方、これは第1回の会議でお話をしたのですけれども、大体盛り込まれていて、この点はよろしいと思えます。それから、NPO等の住民参加等についてもかなりあちこちでそういうことが入っておりますので、この点も評価したいと思えます。

それから、全体として都道府県、市町村段階を通じて条例に委ねるという考え方が底流にあるように思いますが、この点も今まで国と地方との関係でもってかなり議論のあったところで、それをはっきりしていることは評価したいと思えます。

それから、注文的なことでは、先ほどちょっと言われましたけれども、土地を所有することから利用することへ、これが大事なのだという土地基本法の本質そのものは入っているのですけれども、確かに「土地基本法」という言葉が入っていないのはやはりこれはちょっと物足りないと思えます。

それで、きょう一番申し上げたいことは、地方分権についてなのですが、

該当箇所は 17 ページと 26 ページあたり、26 ページの上のところと、それから 17 ページから 18 ページにかけてのところとその該当箇所かと思います。

それで、地方分権一括法の基本的な精神は、国と地方の関係につきまして、上下、主従ではなくして、対等協力である、これが基本的な精神の 1 つなわけですが、この中で対等協力ということなのですが、協力ということに関しては 17 ページから 18 ページにかけても、それから 26 ページにかけてもそれなりに盛り込んである。言葉自体も入っていますし、盛り込んであると思います。ただ、分権の大事な精神である国と地方が対等であるという対等という文字が、私が今ぱっと見た限りではほとんど入っていないのです。この点はちょっと残念なところです。

考えてみますと、国土計画の体系は確かに国の計画があり、都道府県計画があり、市町村計画がある。それぞれ基本とするというような形になっているわけですが、この体系というのは言ってみれば地方分権一括法の施行前に、もう前からできている体系なわけですし、地方分権一括法が施行になった今日の体系としてはもう一工夫あってしかるべきではないか。つまり、市町村計画、都道府県計画、国の計画は上下、主従ではなくて、要するに役割が違う、機能が違う、こういうことだと思うのです。ここを押さえつつ、対等ということをもう少し鮮明に出した方がよるしいのではないかと、こういうふうに思います。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ、高橋委員。

高橋委員 部の方が主ですが、まず 25 ページの策定主体のところ、これは関係地方公共団体を中心とした地元地域の各主体が参加・協議して原案を作成し、その上で国が決定する、これは基本的にこれでいいのかなと、地方分権方式だと思いましたが、ただ私は前に言いましたのは、圏域によって制度そのものも選択できるようなこともあっていいのではないかなというようなことを言ったことはあるのですが、ただそれは現実に法律制度になるとなかなか難しいのでこういうことになるのかなと思います。

ただ、ここで言いたいことは、圏域によって、またテーマによって国の関与度合いというのはそれぞれ違うと思いますので、運用上はやはり実質的な国と地方公共団体との関係というのはいろいろなバリエーションがあっていいのではないかと

います。

それから2点目、26ページの真ん中辺の「複数の広域ブロック計画に重複している区域のあり方について」、この文章はちょっと意味がよくわからないのですが、多分重複することであってもいいという方向で検討しようということだと思いますが、私はぜひそれはそういう方向で行くべきであろうと思います。具体的には申し上げませんが、それぞれの圏域に密接に関係するということがあるだろうと思いますので。

それから3点目ですが、31ページのこれは国土利用計画と土地利用基本計画の関係ですね。ここで都道府県のそれぞれの計画についてのことを言っているのですが、ここの部分の「土地利用基本計画との連携を強化することにより、両者がより密接に運用されるよう」という表現になっているのですが、これは一緒にしてしまう、その両方の計画を県段階では一緒にしてしまうということも検討の対象にしてもいいのではないかと。やはりどうしても2つに分かれますと受ける側はやはりわかりにくくなる。受ける側というのは市町村、あるいは一般の国民の人たちもわかりにくくなるので、そこはできることならば、むしろ一緒にしてしまった方がいいのではないかと。あるいは技術的に難しい問題があるのかもしれませんが、そういう感じを受けております。

なお、広域計画につきましては地方支分部局の活用とか、あるいは課題に応じた広域計画、これは国が関与しなくても推奨するというような表現がありますので、その点は大いに結構かと思えます。

以上です。

中村（英）部会長 それでは、池谷さんの御意見を聞いて、そこで一たん御意見を終えて、国土計画局、あるいは土地・水資源局サイドから何か御意見があればおっしゃっていただいて、それでまた委員の方々から御意見をいただきたいと思えますので。

どうぞ。

池谷委員 この素案でございますけれども、かなりいいものになってきたなという感じがいたしております。その中で3点ほど申し上げたいと思えますが、まず環境の関係でございますけれども、環境と言いますのはまさしく人類の生存基盤でございますまして、その基盤がおかしくなっているのだというのは大変な大問題なわけで

すね。そういうことを踏まえまして、9ページの(4)のA.にございますような「我が国の環境は依然として良好な状態とは言い難い」、それはまあ確かにそうなのでしょうけれども、もう少し、大変な状態にあるのだという、特に野生生物におきましては日本の植物の4種類に1種類が絶滅寸前、哺乳類の2種類に1種類が絶滅寸前なのだという猛烈な状態にあるわけでございます、こういう我が国の環境は近い将来危機的な状態になるのだということをもう少し強く打ち出す必要があるのではないか。

10ページにおきまして、自然環境について、我が国の野生生物の多様性というものが猛烈な勢いで海の地域から干潟、あるいは内陸部の平野部、山岳地域においても減っているということを示しませんと、国民が環境問題の重大さということがよくわからないのではないかと。

それを踏まえて、ではどうするのかということになるわけでございますが、この素案でも指針性の充実ということが示されておりまして、これとも関係いたしますけれども、国土利用計画法に基づきます今の第3次の全国計画や幾つかの都道府県の国土利用計画を見ても、やはり自然を守るとか、自然の生態系のネットワークですとかかなりいい文章が出てくるのです。しかしながら、具体的な土地利用の段階になりますと、もちろんこれは個別法との関係もあるのでございましょうけれども、実態としてはかんばしい成果が見られないというようなことがあるわけございまして、結果として多くの自然がなくなっているのだということございまして、この中で制度的に縦割り制度を廃していこうという方向が出て大変いいことございまして、しかしそのことは前々から言われていながらやはりできていないわけですね。したがって、もう少しではどうするのかという、その辺を示す必要があるのではないかということが2点目でございます。

それから、国土利用を考える場合に、国内の問題で考える、もちろんこれは基本でございますが、あと一つ、国際的な観点から物を見る必要があると思うのです。例えば、日本には多くの野生の渡り鳥がおりまして、国際的に移動しているわけです。したがって、そういう観点から土地利用を考えましないと、多くの渡り鳥たちが絶滅していってしまう。また、ウミガメですとかサケ、マスですとか、そういった動物たちもやはり世界的な移動の中で日本の国土を利用している部分がありますから、そういった国際的な観点からも土地利用を考えていく必要があるのではな

いかということが3点目でございます。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

それでは、ここまで委員の方々から大変たくさんの御意見、あるいは御質問のようなものもございましたが、この素案を準備していただいた国土計画局、あるいは土地・水資源局のサイドから何か御意見なり、お答えいただくことがございましたらお願いいたします。

どうぞ。

小峰国土計画局長 私から2点だけ御説明をさせていただきたいと思います。

1つは須田委員から御指摘のあった必ずしも新しい課題ではなくて、前々から言われていることではないかということでございますが、確かにそういう事項としてはそういう指摘はあったわけですが、今回いろいろ計算してお示ししておりますように、人口の減少にしても、地域によっては4割から6割減る可能性があるということですか、投資制約にしても、場合によっては新規投資が今後25年間で過去25年間の3分の1ぐらいになる可能性があるといったように、人口減少とか投資制約というのは前々から指摘されてはおりますけれども、近年の状況から見ますと、それが一段と厳しい問題として認識されるようになったということでございますので、確かに新しくないと言えは新しくないのですが、もうちょっと新しいという意味を広げて考えていただきますと、新しいと言っても許されるかなという気もいたしますが、もう少し考えてみたいと思います。

それから、土地基本法について言及がないという御意見がありまして、これはよく考えてみたら、原案には出ていたのですが、実は私のコメントで削ってしまったものですからその辺の考え方を少し御説明させていただきます。

これは決して直さないという意味ではなくて、またその方向で直したいと思えますけれども、原案にはあったのですけれども、私が言いましたのは、土地基本法に書いてあるから重要なのだということではなくて、所有から利用へという考え方はそもそもそれが重要だから重要なのだということで、別に土地基本法を引用しなくても重要なことはそのまま書けばいいではないかということで削ったわけですが、これはまた再検討させていただきたいと思います。

中村（英）部会長 はい。では、どうぞ。

田中総合計画課長 引き続きまして、いただいた御意見の部分は非常にありがた

い御意見だと思って、今後文章を直す上で検討させていただきたいと思います。

1点だけ、高橋委員から、26ページの重複の問題についてどう考えているのかという議論なのですけれども、実は事務局としてはまだニュートラルでございまして、当該地方公共団体の御意見とか、そういうものはどうであろうかということも含めて、今回、広域計画について具体的な提案というところまでおこがましくて言えないところなのですけれども、もう少し詰めまして、地方公共団体と意見交換をし、その中で方向を見定めていきたいというふうに考えてございます。

山根土地利用調整課長 土地基本法の件と市場経済の枠組みの下でという文章は直させていただきます。

また、現状の認識はどうかということなのですが、先ほどいろいろポンチ絵の方で説明をしましたが、一応現行の制度上、何らかの取りかかりはある。しかし、それがなかなか使いにくいものになっている。そして2000年の4月の前の、地方分権一括法の前の時代は、特に土地利用に関連しては法律の規定に基づくことでないと処理できないということが制約となっていていろいろな事柄について自治体で条例対応と言ってもなかなかできなかったというふうに認識しています。しかし、昨年4月以降の現在のことを考えれば、一応この制度的な取りかかりのもとで総合的にやろうと思えばできる武器が与えられている。また個別法の部局においても、それぞれ使い勝手のいい制度改正なり課題に応じての改正が毎年のように出されてきている。計画なりそういうものがたくさんあり過ぎてある面でわかりにくいという点が1つ問題なのかなと思っております。そこで、特に市町村段階については基本となる土地利用の方針が国土法上、国土利用計画という形でしか載っていませんので、土地利用調整という点を重点に置いた土地利用の基本方針のようなものを法律の中で、この体系の中で教科書として位置付けていきたいということであります。

まだまだ土地利用について十分だとは思っておりません。税制の点だとかいろいろな点で、あるいは国民の意識の問題だとかいろいろな点があるということはわかっております。十分認識しておりますが、何らか一歩進めたいということで作業をしておるところです。

中村(英)部会長 ありがとうございます。

あとよろしいですか。

それでは続けたいと思いますが、今までのところは研究会を何回か開いていただ

きまして、それでの検討を踏まえて書いていただけるということでございます。

もう一つは、私はこういうふうなものは全体的、抽象的に書けばもうどうしようもないので、どうにでもなるわけで、それでは困るので、可能な限り個別具体的に書いてくださいというふうにお願いしております。それで問題があるところは直していけばいいというふうな立場で考えております。

それでは、武内委員、お願いします。

武内委員 第 部にまつわる国土計画体系の議論のワーキングの座長をしております立場で、今まで出ました御意見に対して多少お願いも含めて私の方からコメントさせていただきたいと思います。

1つ、国土計画を国際的な視野でとらえるということは、これは当然私どもは認識しておりますけれども、これをどういうふうに制度の上でなじませるかというのは非常に難しく、今のところ海外のさまざまな事情にも配慮し、我が国の国土計画の体系を考えるというふうにして海外の状況を内に持つてくるという立場と、それからもう一つはできますれば海外との連携のもとに、いわば協議会のようなものを設けて、そして日本の国土計画、あるいは近隣諸国の国土計画、そういうもの間の関連性を見出していくというふうなところが限界かなというふうに思っております。実はそれ以上にいわば国際計画というのですか、あるいは東アジア計画というふうなところまでちょっと踏み出し得ていないのですけれども、その辺についてもし加えて御意見がございましたら、これは検討する材料としてぜひお聞かせいただきたいということ。

それから2番目として、国の戦略が非常に抽象的で地域の戦略については非常に具体的だというのは、これはおっしゃるとおりで、実は私自身がこのように地方分権が進んでくると、国としてやるべき役割というものを明確にしない限り、このまま計画を統合しても全総の持つ意義や国土利用計画の全国計画の意義がどんどん薄れていくばかりである。したがって、なぜ国が関与しなければいけないのか、なぜ国のレベルで計画が必要なのか、あるいはなぜそれがブロックではだめなのかというところあたりをもっと強調しなければいけないのではないかとということで、とりあえずこれは頭出しでございますので、それでは何が国として優先的にすべきことなのかということについて、これはいろいろな方面の方から非常に具体的に御意見をいただいて、ここの中は充実させていきたい。我々が思いつきでやるというよ

りも、こういうふうにして集まっておられる各分野の有識者の方々からぜひ積極的な御意見をいただきたいというふうに思っております。

それから3番目の点でございますけれども、今、2つの計画、国土利用計画的なもの、それから土地利用基本計画的なもの、これを合体させるというイメージでやってあって、そこについてどうするかというのが今非常に悩ましい段階に来ております。形の上では両者を一体的にするというのが非常にいい形なのですが、運用上のことを考えますと旧国土利用計画的なものは非常に構想的であり、非常に漠然としている。絵としても非常に抽象的なものである。それに対して片一方は、極めて短期的な見直しが予想される。これはルーチンワークとしてやられるものもあるというふうなことから、片一方は非常に詳細でしかも実務的で、かつ短期間に変わる。こういうものをあわせて1つの計画ということで都道府県で1つ、市町村で1つという格好でまとめていいのかどうかというあたりが一番の悩みでございます。したがって、その点について御意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

それから最後にミクロの土地利用計画のあり方について幾つか御意見をいただきましたけれども、我々としては御指摘をいただいたようにできるだけ地域を主体にして、しかも条例との結びつきを強化していくというふうな方向で考えておりますけれども、そもそもアジア型の都市のようなところで先ほど混在は決して悪くないのではないかというふうな御意見もございましたが、一種のスマートグロースを誘導するようないわば土地利用計画制度のプロセスについては、私もまだもう少し議論が必要だというふうに思っております。今まではある最終形を目指して計画というものがつくられておるわけですが、そのプロセス、プロセスが計画なのであるというふうな形で参加を募るというふうな、そういうやり方についてこれも御意見をいただければというふうに思いますし、それから環境とか生態系ネットワークという問題に関しても、これを特に市町村レベルなどの場合には個別法に基づく個別計画の中に入れた方がいいのか、あるいはそうではなくて国土利用計画的なものの中でむしろ強調して、個別計画との関係性においては、むしろ個別計画の方に要求するというふうな格好にした方がいいのかというのは、そのあたりの考え方もまだ十分整理できておりません。いずれにしても、これは部会長は個別法を前提にして弱気で考えるな、強気で考えろとこういうふうにおっしゃっていただけますの

で、私どもはこれは非常に強い計画の方向で考えたいと思っておりますけれども、その辺についても御示唆いただければと思います。

以上でございます。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

岩崎委員、お願いします。

岩崎委員 広域計画について少しスタンスにばらつきがあるような気がするので、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

まず 14 ページにおいては先ほども御指摘がございましたけれども、人口 30 万から 50 万の生活圈等々、それから人口 600 万から 1,000 万人のさらに上位の地域ブロックという二層の広域圏を念頭に置きという、ここが具体的に書かれておまして、その 1 行あけまして、「現在進められている市町村合併については」というところで、「地域ブロック」による取組が先駆けとなることが期待される」とかなり大きく進んでいるわけですね。ところが、25 ページになってきますと、下の方ですが、策定主体のところ、「都府県域を越える広域圏を単位とする政府が存在せず」というところなのですけれども、このところで少し現在はこうだから、まあできない。広域ブロックというのを入れようか、圏域についてはそれで考えますという、先ほどの前段のところでは道州制とか都道府県合併とか、そういうかなり固い、そういうところが先駆けとして出てくる。この中間のところはまるで出ていない。実現を考えるのであれば、結論から申しますと、「広域連合」という言葉が何一つ出てこないというのが私はちょっと意外というか、どう考えていらっしゃるのかということであります。

つまり、都府県を越える広域圏を単位とする政府は、現実としてまだありませんけれども、制度的には広域連合でそれが実現できる枠組みはもうあります。市町村で一部事務組合というのはおなじみだと思いますけれども、市町村を越える広域圏域と、それから都道府県を越える広域的な対応ということで広域連合の制度がある前までは都道府県を越えるものは国の対応となっておりましたが、広域連合制度でこれを市町村レベルで使おうが、都道府県単位で使おうがこれは地方の制度として使えるわけであります。一部事務組合が現業部門というか、ちょっときついですがけれども、理念よりも仕事、現業のところを重視するのであれば、協議会というのはどちらかという議論をするところで実施の担保ができなかった。広域連合は双方

を計画をして実施もというところで仕組んでおりまして、国からの権限の移譲の受け皿にもなるというふうに考えてきますと、まさしくぴったりではないかと思うのですが、それがまるで書いていないというのが非常に遺憾であります。

その前のページでありますけれども、24 ページの下のところに「地域のあり方は、当該地域の主権者が自ら」と、このところはまさに広域連合は住民という概念もあって直接請求制度も制度化しておりますので、まさに当該地域の主権者が広域的な政策についても参加をできるということを考えると、いろいろそういう面はあるのですけれども、そういう制度があるということが何1つ書かれていないというのは一体どういうことでしょうかというのが質問です。

それから、第2点目はこれに関連するのですけれども、首都圏に関して7都県市というのがございますけれども、最近、ディーゼル税ですか、そういう税も東京都だけがやっても効果が薄いので、周りの6県市に働きかけをして一緒にやっっていくかという動きが進むかどうかわかりませんが、そういうふうなプロポーザルがあるわけでありまして。そうすると、首都圏が7都県市という協議の場を持っているわけでありまして、これに税をかけることになってきますと、やはり住民の参加ですとか、そういうことが必要になってくるし、千葉都民とか埼玉都民とかいうのでしょうか、そういうふうに感覚としては首都圏というアイデンティティがあるわけでありまして、ここももう少し固い組織にというか、広域連合的なものに移行して、そしてより協力を深めていくという1つのまさに先駆けのようなことができるのではないかなという気がします。

ですから、14 ページに戻りますけれども、そういうふうに先駆けとなるということこそはすごく期待をするのですけれども、これだけですとただ言葉だけで実際にどういうふうな手法があるのかということがうかがわれないので、広域圏というふうに書いてあるのであれば、広域連合もぜひ書いていただきたいと思います。

以上です。

中村（英）部会長 はい。

矢田委員、どうぞ。

矢田委員 私は国と地方の役割分担研究会の座長で、岩崎委員の言われたことは、研究会の中で2回ほど繰り返えされており、私も基本的には異論はないのです。この中で記述がされていないということは、またその辺よろしく検討していただき

たいと思います。

先ほど井上委員が言われましたように全国計画と都道府県計画、市町村計画、その関係が上下でなく対等であるというのは、これからの地方分権に関する研究会の基本的スタンスだと思います。権限と財源を持ったものが主体的に横の連携をして計画をつくるということが基本だという認識はしております。と同時に、地方分権によって都道府県の計画ができ上がって、それをうまく組み合わせれば国土計画はできるというふうには認識しておりません。国土計画は国土計画なりのきちんとしたスタンスが要る。その根拠はここに書いてございます。その中で特に重視したのは、国土計画でいろいろな細かいところまで言及するのではなく、基本的な指針性を明示するとともに、その実行性をどういう形でチェックするかというシステムを提案する。他方で都道府県を中心とした計画と全国計画とのちょうど間に広域計画というものを中心的に置いて、国と都道府県が対等な形で調整するシステムに転換したい。これが基本的な方向であります。それが一体可能なのかどうかというのは非常に難しいところであります。しかし一方で、経済圏が明らかに人口 500 万か 1,000 万レベルに拡大しているということ、地方自体がそれぞれフルセット主義をやっていたのではなかなか効率はよくないこと、国土というすぐれて環境、あるいは自然災害にかかわることについては都道府県を越えた整備が必要であるということ、この3点から広域計画を中心に据えてやっていきたいということであり、最後の詰めが都道府県、あるいは国という権限と財源を持った主体が対等に参画して、そしてそこで広域計画という具体的な案できるかという点にあります。投資制約や環境制約があって、その下で投資順序その他も含めて調整せざるを得ない。恐らくそれが地方分権で一番問われていることだと思います。今までプロジェクトを国に要求し、それを列挙することが全総計画である、あるいは国土計画であるという時代ではもうないであろう。そここのところを地方分権とのかかわりをどう詰めていくか。最終的にその辺が非常に難しい。恐らくその形態を詰めていく中で、岩崎委員の言われた広域連合という発想をどう位置付けていくかということも詰めていく課題だろうと思うのです。今回は基本線、国の国土計画と都道府県計画、その中で広域ブロックというのを今回の目玉の1つとして提案しています。より現実性のあるもの、そして地方分権の時代にふさわしいものとしてどう詰めていくかというのが今後の検討課題だと思います。意見をいただければと思っています。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

渡辺委員、藤田委員、端委員と順番にお願いします。

渡辺委員 きょう冒頭に御説明がありましたように、9ページから11ページにかけて新たに環境関係が追加をされました。全体としてかなり環境との関わりについて触れられているという意味で私は評価したいと思っております。しかし、なお幾つか、特に重点を置くべきポイントについて意見を述べたいと思います。

第1は総論的なことでございますけれども、内外の深刻な環境問題を克服するための政策の基本的な理念というのは、しばしば言われておりますけれども、持続可能な社会をつくるということだと思えます。そして、将来の我々の後世に恵み豊かな環境を継承していく、これはきょうの案にも入っております。新しい国土計画はそういった社会の基盤となるものでございますから、私はここで1つ全体に共通するものとして、環境保全に共通するものとして申し上げたいのは、国土づくりのあらゆる場面での環境配慮の折り込みということが大事ではないか。それによってここにあります循環型・環境共生型国土づくりが実現に向かうのではないか、これが総論的なポイントでございます。

それから、2つほど具体的なことを申し上げたいと思います。1つは環境配慮の方法論としてのものがございますけれども、国土づくりなり地域づくりに当たりましては、それに伴う環境負荷をトータルとして、全体として減らしていく、そういう考え方に基づいた各主体の環境配慮のあり方を検討していかなければならないと思えます。そのためには、例えば行政は従来のような個々の1つ1つの事業の実施段階での環境アセスメントということにとどまらずに、もっと上位の計画段階ですとか、政策の立案段階での環境配慮、いわゆる戦略的環境アセスメントと呼ばれるような取組が進められれば大変有効であると思っております。そういう取組が進められることが望ましいと思えます。

それからもう一つ、池谷委員が発言されましたように、確かに日本の環境の現状というのは極めて厳しいものがあると思えます。国土づくりとの関係で申しますと、やはり生物多様性の豊かな、生態系が保全されたそういう国土、これを次世代に引き継いでいかなければいけない。

そういう国土との関わり方の深さという点から行きますと、従来、奥山の自然地域については、隔てられたそういった自然については、いろいろと保全のための施策

が講じられてまいりましたけれども、里地、里山ですとか干潟、藻場といったようなそういう奥地ではない比較的人が住む地域に近い身近な自然についての保全のための施策がなおざりにされてきたのではないかと。したがって、これからは地域の特性に応じた適正な方途、奥地の自然保護と今のような身近な自然の保護とは当然手法に違いがあってしかるべきなので、その適切なそれぞれの方途が講ぜられなければいけないと思います。

それから、最近言われてきております、例えば小泉総理の21世紀『環の国』づくり会議の提言にもございますけれども、自然や生態系の回復、再生といった見地からの手だても新しく検討していく必要があるのではないかと。これはやはり国土づくり、地域づくりに大いに関係があります。この案の中でも自然再生型公共事業にも触れてありますが、こういった新しい施策の検討も真剣に行う必要があると思います。

最後でございますけれども、私としてはこの新たな計画策定のプロセスといたしまして、この案文にもかなり丁寧に書いてありますけれども、情報の収集分析をした上でこれを積極的に公開をしまして、それに基づいて関係者の合意を図っていく。それから、多様な主体、関係するいろいろな方々の参加を求めていくということが大変重要ではないかと。この点はかなり配慮されているという点で評価をしたいと思っております。

ありがとうございました。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

次に藤田委員、それから端委員、堤委員とお願いします。

どうぞ。

藤田委員 時間の制限がございますから、一般的な感想は一切省略いたしまして、この報告書案について2点ばかり法律家として気になるところがございます。

2点申し上げさせていただきますが、いずれも、やや無造作に書き過ぎているのではないかとこのところでございます。1点は31ページの真ん中辺に土地取引に関する規制について書いてあるところでございます。これは言ってみれば便利な制度だから今後も活用するというふうに書いてあるわけですが、実は土地取引の規制というのは土地所有権の処分に対する直接的な規制でありますから、法的に言うとな規制の中では最も厳しい規制だという見方もできるわけで、したがって、これは土

地バブルのときのような非常に熱が上がっているときに熱冷ましに使うことは意味のある制度であるにしても、そういう問題がなくなったときに恒常的に使い得る制度であるかどうかということにはかなりの問題がございます。したがって、これを今後も使おう、ずっと使おうというのであれば、その点の説明が本当は必要になるわけで、ただ便利であるから使おうということでは、これはちょっと問題だと。しかもここは土地利用計画に関する項目のところに突如、さりげなくこういう条項が突っ込んでありまして、何かどさくさに紛れて国土交通省の権限を確保しようということではないかと疑われる可能性すらある。ここの部分に果たしてこういうフレーズを入れる必要があるのかどうか、それを含めてお考えいただいた方がいいのではないかと思います。

それからもう一点は最後のページで、この報告書では「独自条例」という言葉を使ってありますが、自治条例の問題であります。ここに書かれてあることは、従前は地方自治法のこの規定があるから、だから独自条例は許されないというふうになっていたのだけれども、今度の改正でそれがなくなったから今はやこれはできるのだという説明になっております。この考え方は、これは確かに有力な見解でもありましたし、また総務省も現にそういう考え方を取っておられるようですけれども、従来、この問題に関する唯一の見解ではございません。そもそも憲法 29 条 2 項に「財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める」と書いてあることから、そこからそもそも独自条例は許されないのだという見解も例えばあるわけでありまして、私がそういう見解を取っているということでは全くありませんが、この点に全く触れずに、ここにあるように今後はこれが明確になったと言い切ることができかどうか。少なくとも、例えば内閣法制局等との調整がなされているのか、ここのところはやや気になります。老婆心としてその点の指摘だけさせていただきたいと思います。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

端委員、お願いします。

端委員 私は今まで 2 回欠席いたしておりましたので、きょう初めて参加いたしまして、今まで委員の方々の意見を伺っていて、新しい国土計画のあり方につきましては、この中で指摘されておられるように指針性を高める、それから評価、マネ

ジメントの問題を取り扱っておられますので、私はこの点については大いに賛成させていただきます。

それで、先ほどから委員の方々からもいろいろ意見が出ているのですが、本日は地域ということについての私の考え方を少し御紹介して、地域の取り扱い方について2点ほど申し上げたいと思います。

1つはこの国土の将来展望という一番最初の項目の中に5つの展望項目があるのですが、その5つの項目の中にすでに「地域」という言葉が2つほど、「地域社会」とか、あるいは「地域発展」というふうに使われておりまして、内容におきましても随所に「地域」、あるいは「地域資源」という言葉も随分使っておられますので、今後の国土計画においては地域というものは新たな焦点になるだろうということ、先ほどからもいろいろ御意見が出ているのだと思いますが、そうであるならば、この将来展望の中に現在の2箇所に出てくる地域の取り扱われ方を見ると、少し付け足しというのか、主役になってないという印象が非常に強くございます。むしろこの最初の5つの項目の中に地域という視点が展望の柱になるような方向性がないものかどうか。これからの日本の国土計画ということを考えるときに地域というものがやはり1つの展望の柱になってくる、こういうことが課題になるのではないかと。

実は、その次の新たな課題のところには地域が1つ(3)として取り上げられているわけでありまして、これを見ますと、実はこの地域の取り扱われ方、特にここでは「地域資源」という言葉を使っておられますので、地域資源ということについて全体の論調がまだ極めて産業振興型になっているのではないかと印象を強く受けます。むしろ地域資源の有効活用という考え方をすれば、もっと長期的、あるいは総合的な視点が必要ではないか。先ほどの事務局の御説明にも「開発」という言葉に少しこだわりがありましたけれども、実は開発という概念は産業開発として見れば一定の限界があることはもう明らかでありますけれども、ユネスコその他社会的、文化的分野で考えますと、実は開発という概念はまだ非常に大きな重要な役割を果たしている。この中に「知的資本」という言葉もありますけれども、最近の国際学会では「文化資本」という概念も使うようになってきております。そういう意味では、ここでは研究開発という色彩が非常に強いのでありますけれども、もっと地域資源の総合的、長期的利用という側面を強めた考え方が必要なのではないかと。

私の個人的な考えで言えば、地域資源に関しては社会的、文化的開発はまだまだおこなわれているというふうに見ている次第であります。そういう意味では今後の日本社会の持続的発展というようなことを少し念頭に置くならば、デベロップメントという概念をもっと広く考えて使う必要がありはしないか。ここで開発の言葉を引っ込めてしまうと社会的、文化的側面、冒頭で展望しておられる地域社会の形成といった側面がかなり大きなダメージを受けるというふうには考えられますので、もう少し開発概念を広く社会開発、あるいは文化開発、そういった側面でも使うようにお考えいただいたらどうか。

以上でございます。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

堤委員。

堤委員 やはりこの中間報告の中の目玉というのは何だろうか、まだ出て2度目でございますが、期待しておりましたのは、国土の均衡ある発展という哲学が一体どうなるのだろうかということが私の最大の課題でございました。先ほど局長から5つの展望のストーリー、項目は同じだけれども、実は量的にもものすごく変わったのですということをおっしゃいました。確かにこの前の、10年前の過疎化とか高齢化とかという話と今後の10年とか20年を考えたときの量的な差というものはおっしゃるとおりだと思います。経済的な疲弊も10年前と10年後というものを考えると随分違うと思います。したがって、この項目は5つとも似ているのですが、新しい事態ですというお言葉を聞けば聞くほど、そういう事態の変更がありながら、何らインフラのつくり方には変更はないのでしょうかということ、いろいろ書いてあります。

1点、先ほど精粗まちまちだと言われた19ページの「重点化・絞り込み」という言葉があります。これの哲学が私はないのではないかとということを一番申し上げたいわけでありまして。座長もなるべく具体的に書いた方がいいとおっしゃるのにのれば、この重点化の哲学というのが今回の私は国民がこの審議会に期待している最大のことではないかというふうに思っているわけでありまして。どの過程でどういうふうを書くのかなかなか現実の問題が目の前にぶら下がっていますから、具体的に行政をおやりの方々は大変な事態で、そう簡単には書けないのだとおっしゃるのかもしれない。ただ、これが中間答申になり、本答申になっていく過程で、全く哲学

がないまま重点化ということだけでいいのでしょうかというものを、もっといろいろ申し上げたいことはあるのですが、ぜひみんなで考えていくべきではないかと思っております。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ、平野委員。

平野委員 私の仕事柄、ちょっと気になる点を申し上げたいと思うのですが、この素案を拝見しますと、海からの視点、あるいは海への視点というものが全くないのではないかなという感じがするのですね。これは恐らく従来の国土計画というのはまさに土地利用も含めた陸の上のことなのでしょうけれども、それはぜひ国土の将来のビジョンということから言って、やはり必要ではないかなという感じがするわけです。先ほどの武内先生ですか、おっしゃったように、国際的な連携などということまでお考えであるということならば、少なくとも領海だけではなくて、経済水域ですね。これは日本が恐らく世界第6番目ぐらいの広さを持っているわけですから、そういうことも含めて海の扱いというものを少しお考えになったらいかがかな。それは安全、防災、環境、生態、交通すべて絡むわけですね。それで今度は国土交通省というものにおなりになったわけですから、旧運輸省が海でいろいろなことをやっていらっしゃったわけで、ところがこの中では「海」という言葉が、たしか漢字が2～3箇所しか出てこないですね。それは「海面上昇」とか、これは意識的に排除されているのかどうなのかというのが半分質問なのですけれども、ぜひその辺の御配慮をいただきたいなという感じがするわけです。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

座長の立場を離れて言わせていただくなら、私もそれは大変気になっていまして、どなたかから言っていただけないかなと思って待っていたわけでございます。20ページの3段目に書かれていますが、今の問題、ここは沿岸域を中心ですけれども、大変問題の多い場所、いろいろなトラブルがたくさん起こっている場所ですが、それに関してもっと積極的に我々としては示すことが必要ではないかというように私は個人的に思っております。

ありがとうございます。

その次、どうぞ。

寺澤委員 先ほど堤委員から疲弊地域の話が出ましたので、若干御参考になるかもしれませんが、一言お話をさせていただきます。先ほど地域ブロックの広域計画の話がありました。実際問題としてそういう計画を立ててみんなで議論をしてどうやって実施していくかという問題がこれから議論されるのだらうと思います。私も今まだ勉強中なのでございますけれども、イギリスにある制度で、サッチャー政権からブレア政権に引き継がれたものですが、現行の国と地方政府の枠組みを維持しながら新しい広域的ないわば地域計画の枠組みというか、プラットフォームをつくっている例として、地域開発機関というのでしょうか、R D A (Regional Development Agency) という組織がありまして、地域でつくった計画に対して省庁横断的なプログラムについて S R B C F (Single Regeneration Budget Challenge Fund) という補助金を出す仕組みがあります。イギリスでは主として疲弊地域についての1つのプログラムなのですけれども、同様にアメリカ、イタリアについてもそういうような枠組みができていているというふうに聞いておりますので、そういうものもぜひ参考にされて議論されたらというふうに思います。

中村(英)部会長 ありがとうございます。

どうぞ、齋藤委員、その後、柴田委員からお願いします。

齋藤委員 二、三点申し上げたいのですが、1つは人口の減少というところがいろいろ書いてありますけれども、人口の減少というのは別に与えられた与件ですから、これはしょうがないし、またそれを悲観する話でもないだらうと思うのですね。むしろ大事なことは、今まで日本が発展してきたのは労働力人口がふえたということのほかに、やはりそれを上回るだけの労働生産性の向上というのがあったはずで、それによって発展してきたのだというふうに思っております。ですから、これからも労働力人口の減少を補うだけの労働生産性の向上というものを図っていく必要があるし、それにはやはり地域にとって最適な規模なり大きさというものはあるような気がするのです。例えばですけれども、東京、大阪のように大人口を抱えたところでは恐らく労働生産性をこれ以上向上せさるといのはなかなか難しくなるし、逆に言えば非常に人口の少ないところで底を上げようというのも、これもまた難しいし、ある程度の適正規模というものはあるような気がするのですが、そういうようなこの問題点の指摘にこたえるための1つの材料としてそういうことがあるのではないかということが1つ。

もう一つはIT化の話がありますが、ITというのはやはり情報伝達の1つの手段ですから、それが発達をすると一体どういう影響を経済、社会、雇用、労働、どんな面に影響を及ぼすかということはまだよくわからないのだというふうに思うのです。ただ、そう単純にITによって情報の伝達が早くなるからというだけで喜んでいるだけではいけないので、それに対応するというか、負の面というのも当然あり得るだろうと思うのです。例えばですが、eコマースが発展していけば当然のことながら物を買った商品を一つ個別に届けなければいけないわけですから、宅配便がふえるのかどうかわかりませんが、今までの商店のようなところに一括して運んでいた品物を一つ個別に運ばなければいけないとか、いろいろな面での影響が出てくるはずだろうというふうに思うのです。だから、その辺のことを考えるということが1つ必要ではないかというふうに思うのと、それからこれはつまらないと言ってはつまらないのですが、ITの関係で申し上げますと、土地利用計画の中で電子情報というお話がいろいろありましたけれども、別に地図情報を提供するということはそれほど本質的な話ではないような気がするのです。むしろ、どういう中身を提供するかということが大事なものであって、その提供する手段として地図があるのではないかと、電子情報があるのではないかと、こういうふうに思いますので、それを余り強調されても仕方がないのではないかとこのように思います。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

柴田委員、あとまだ何人かおられますし、それから須田委員から予約されていますので、なるべく手短にお願いいたします。

柴田委員 さきの第2回目の会議でしたか、先ほど海のことを対象になっていないというお話がございましたけれども、まさしく同意見でございます。きょうの会議でも二、三の方が海のことについて触れられておりますけれども、前回の部会でお話をさせていただいたら、国土計画の中に海は対象になっていない、内水面が対象になっておるという話でして、その内水面とは何かというと、河川、あるいは下流域、湖、あるいは内海とかというそういうものなのかなと勝手に想像いたしておるのですが、二、三の方も自然環境の中でいろいろ言われていますけれども、11ページでしょうか、目に見える、私はこの前も目に見える、見えないというお話をさせていただきましたけれども、環境基準等に基づいて排出基準であるとかいろいろ

るな規制をかけることによって濃度の低いものを云々というこういう記述はあるのですが、前にも申し上げましたように、見えにくい部分ですね。海底、あるいは沼の底という、こういうところを私は掃除と言いますか、クリーン作戦と言いますか、そうした感覚で生態系へ臨まないと、基本的に回復ができないのではないかなという感じを持っています。

1つの例で申し上げますと、広島県は瀬戸内の海砂をいろいろな問題が起きて採取を禁止したわけですが、その採取が20年近く続いたものですから、周辺の生息動物というのがほとんどいなくなったというそういう実態があるわけです。これも目に見えないものを人間が勝手に採取、利用したという結果だというふうに思います。そういった意味では先ほどの方も言われていますように、海の利活用も含めて海底、底にあるものを何とか対象にして、循環型社会、あるいは保全という意味で取り込んでいけるといふ、そういうものを構築していただきたい、そう願いをしたいわけであります。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

中村委員。

中村（徹）委員 1点だけ申し上げさせていただきますが、社会資本整備の中で更新投資のお話が今度出ておりまして、それは大変評価すべきことだというふうに思うのですが、これから21世紀の国土計画の中で、国土づくりを進めていく上で更新投資というもの、現在ある社会資本の有効活用というのでしょうか、そういったものがどういう役割を占めているのか。その点がどうも明確でないような気がいたしましたわけでございます。何か教えていただくことがあればそれでよろしいわけですが、もしそういうことについての評価がなされていないとすれば、そのところは国土計画の中でやはり更新投資の占める役割というものをもう少し考えた方がいいのではないかなと、そんな気がいたしました。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

あといかがでしょうか。丹保委員、お願いします。

丹保委員 おくれてまいりましたので、もしかすると御説明があったかもしれません。いろいろな議論の中で都市、特に高密の都市の扱いが必ずしも十分に書かれていないような気がいたします。徳川の300年、この国土には北海道を除いて3,000

万人で飽和して近世が崩壊いたしました。ですから、自然の循環型で行きますと北海道を入れても 4,000 万人ぐらいが精一杯のサスティナブルな人口であるとすれば、今世紀の終わりに 7,000 万人と言われても 3,000 万人過剰人口でございます。これは外とつながって仕事をしなければいけませんので、例えば東京とか大阪のような大都市圏というのは恐らく国際化してその中心を担うのだらうと思います。そうすると、かなりきちっと囲いをつくって、外へアクティビティが漏れないようにして外との間でつながるといようなこと、先ほどからお話ございましたような海を含めたいろいろな収支の一番大きな部分がそこにあるような気がいたしますので、環境問題の最大の部分は都市をどう扱うかというところにあるのだと私は思っております。多様性にしても、それから農業との間の循環にしても、40 %の食料自給率では残り 60 %は輸出国には循環しないわけございまして、都市を国土計画の中でどういうふうに取り扱いか。特に、環境問題を自然の問題としてとらえるのは必ずしも十分ではない。自然の問題ではございますけれども、すぐれて都市問題であるというふうにも思いますので、都市の扱いを明確にさせていただけるとよろしいかなと。流域が流域として存在できるような地域もありますし、もう流域からはみ出してしまった大都市圏というのが日本には幾つかございます。そんなことも考えていかなければならないのかなと思っております。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

森地委員。

森地委員 もう一回確認をしておく必要があると思うのですが、今回の仕事のメインは将来展望もございましてけれども、基本的には計画制度をどう変えていくか、ここにあるかと思えます。したがって、今の都市の問題もそうですが、いろいろな問題があるときに計画制度としてどういう体系にしていけばいいか。そういう意味では都市については都市計画制度もあり、それから環境についてはいろいろな環境保全の制度があるのですから、それがこれからつくろうとしている制度の中はどうおさまるのかという、そこが一番のポイントであります。

それを前提にして、国土計画の中からはみ出しそうだけれども、大変重要だと思っていることを1つだけ申し上げたいと思えます。

それは、言葉は適切ではないかも知れませんが、ハンディキャップエリアについての政策体系が今バラバラになり、それから省庁再編でさらにバラバラになって

います。それは1つ1つ議員立法でできております。しかもそのメリット、ハンディキャップエリアからのメリットは主として社会資本整備に対する補助率と、それから起債条件、こういうところにあります。ところが、そういうハンディキャップエリアに対してその2つの手段だけで解決がつくかということ実はそうではないことがございますので、ここの体系をもう一回組み替えないと計画をつくっても実現する手段を持たない危険性が強い。そういう意味では都市の方はまだ土地利用とかいろいろいろな目が向いていますが、ハンディキャップエリアのところの体系を何とかするというを国土計画のこの部会で扱えるのか扱えないのかというのは抜きにして、そこがないと国土計画が実効あるものにならない、こういうことを申し上げたいと思います。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

どうぞ、鎮西委員。

鎮西委員 1つだけ要望なのですが、先ほども少しどなたかおっしゃったのですが、2ページに書いてあります人口減少率と高齢者比率なのですが、参考資料の1、2ページをあわせて読みますと、人口減少率についてはきちっと分析されて、こういう認識で私は基本的に異論はないのですが、高齢者比率について主要都市の1時間圏外や大都市都心部等で高くと、この大都市都心部等で日本の平均的な高齢者比率よりも相当高くなるということについて、通常の常識とは相当異なるのではないかなと。民間を含めていろいろな機関での推定、2050年なのですが、推定があればそれもお示ししていただくとありがたいのですが、少なくともそこについては参考資料をきちっと出されて分析された方がいいのではないかな。私の推定では多分、押しなべて高齢者比率が高くなるので、大都市圏の都心部、あるいは地方都市の1時間圏内とそんなに違わないのではないかな、有意の違いはないのではないかな。誤差の範囲みたいな話ならばあえてここは書くのは非常に誤解を生ずるのではないかな。あるいは、後からずっといろいろな政策が必要だということにこの部分がないと致命的だということでも必ずしもございませんので、この将来の高齢者比率、地方圏ごとの、圏域ごとの分析というのは若干これで大丈夫かなという感じがいたします。主要都市1時間圏外の高齢者比率が依然として高くなるだろうと、2050年においても。このあたりは常識だろうと思いますけれども、もしも自信があまりならばきちっと参考資料をおつけになって提示された方がいいのではないかなと思いま

す。

中村（英）部会長 ありがとうございます。そういうような問題はいっぱいまだある可能性はありますので、ぜひ事務局の方へ御指摘いただければと思います。

あといかがでしょうか。今の森地先生の条件不利地域の問題、これは大変難しいですが、大変大事な問題です。これはまた研究会等でぜひ検討をお願いしたいと思います。

あといかがでしょうか、御意見がなかった方、特に……。

須田さん、何かおっしゃっておられましたけれども、どうぞ。

須田委員 恐縮でございますが、地方の意見を少しだけ申し上げます。

ブロックの計画をおつくりいただくということ、これは非常に大事なことだと思いますが、ここにも書いてありますけれども、ブロック自体には作業能力はありません。したがって、ここに書いてあるように県が中心になって国の支分部局の人を入れて作業することにならざるを得ないのですが、その場合、従来の反省から見ますと、力の強い県が、しかも作業能力の高い県が国と一緒に作るだけで、後の県はそれに対して不満を述べながらものそのままで終わってしまうというものができるのはもう目に見えているのです。したがって、ある程度それもやむを得ませんけれども、何か仕組みをつくらせまして、地方の県の代表とか、場合によっては議会の代表とか県民の代表を入れた仕組みをつくられて、ワーキンググループでもつくられて、そしてブロックの経済団体には実はかなり作業能力のある人間がおりますから、そういうのもお入れになった1つの何かワーキンググループみたいなものをおつくりになっておやりになる方が現実的ではないかということだけちょっと提言しておきます。

そういたしますと、今まで経済団体はこういうものができてから陳情に来ましたけれども、最初から参画させていけば後で陳情に来る可能性はありませんので、楽になるだろうと思うので、そういう仕組みもあり得るということだけ御提案しておきます。

以上です。

中村（英）部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか……。

大分最後、急いでいただいて申しわけありませんでした。大体時間ですので、そ

れできょうの御意見を可能な限り取り入れていただき、最終的な素案をまとめていただく。それで研究会でも検討していただき、あと1ヶ月後だと思うのですが、最終のこの部会に中間報告として出していただくということになるかと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、議事は終わりますが、事務局から。

田中総合計画課長 きょうは貴重な御意見をありがとうございました。

冒頭に申し述べましたようにちょうど1ヶ月後に第4回を開いて最終報告を取りまとめますが、きょうの御意見で私ども十分わかっていないところもあるかと思えますので、また貴重な御時間を割いて恐縮ですけれども、私どもの担当の者が御相談に上がるかとも思えますので、またよろしく御教示のほどをお願い申し上げたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

中村(英)部会長 それでは、これで終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

### 3 . 閉 会